

# 吸收分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 2 月 12 日

株式会社 TBS ホールディングス

2026年2月12日

## 吸收分割に係る事前開示事項

東京都港区赤坂五丁目3番6号  
株式会社TBSホールディングス  
代表取締役 阿部 龍二郎

当社と株式会社TBSテレビ（東京都港区赤坂五丁目3番6号）（以下「TBSテレビ」といいます。）とは、TBS放送センター（所在地：東京都港区赤坂五丁目3番6号）に関するTBSテレビの権利義務の一部を、2026年4月1日を効力発生日として当社に承継させる吸收分割（以下「本件分割」といいます。）を行う旨の吸收分割契約を2026年2月5日に締結いたしました。

本件分割に関する、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に規定する事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸收分割契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

吸收分割承継会社である当社は、吸收分割会社であるTBSテレビの発行済株式の全てを所有していることから、本件分割に際して、TBSテレビに対して、当社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他の金銭等の交付は行いません。

#### 3. 吸收分割会社（TBSテレビ）についての次に掲げる事項

##### （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

TBS テレビは、2025 年 4 月 25 日から 4 月 28 日及び 2025 年 9 月 26 日にその保有する投資有価証券の一部を売却しました。これにより 2026 年 3 月期に投資有価証券売却益（特別利益）を計上する予定です。

4. 吸収分割承継株式会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 当社は、2025 年 4 月 24 日開催の取締役会において、当社の完全子会社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、2025 年 4 月 25 日から 4 月 28 日に売却いたしました。これにより、2026 年 3 月期の連結決算にて 10,185 百万円の投資有価証券売却益（特別利益）を計上する予定です。

② 当社は、2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、自己株式取得に係る決議を行い、2025 年 5 月 15 日から 2025 年 8 月 27 日にかけて、4,987,300 株を取得しました。その価額の総額は 24,999,686,394 円です。

③ 当社は、2025 年 9 月 25 日開催の取締役会において、当社の完全子会社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、2025 年 9 月 26 日に売却いたしました。これにより 2026 年 3 月期の連結決算にて 38,502 百万円の投資有価証券売却益（特別利益）を計上する予定です。

④ 当社は、2025 年 12 月 4 日開催の取締役会において、当社の在米完全子会社である THE SEVEN US, INC. への追加出資を決議しました。

- (1) 名称 THE SEVEN US, INC.（以下、「SEVEN US」といいます）
- (2) 所在地 11300 W Olympic Blvd. Suite 700, Los Angeles, CA 90064
- (3) 代表者 Chief Executive Officer 濱戸口 克陽
- (4) 事業内容 映像製作、エンターテイメント事業及びイベント、番組等販売事業
- (5) 資本金 追加出資前：1,000 米ドル  
追加出資後：180,000,000 米ドル
- (6) 設立 2025 年 10 月 31 日
- (7) 出資比率 当社 100%

⑤ 当社は、2026 年 1 月 16 日に、米国の映画製作・メディア企業である Legend Pictures, LLC 及び SEVEN USとの間で資本業務提携契約を締結することを決定しました。

(1) 業務提携の内容

グローバル展開に向けた日本発 IP（漫画、アニメーション、ゲーム等）の  
映像コンテンツの共同製作等

(2) 資本提携の内容

Legend Pictures, LLC が実施する第三者割当増資を、SEVEN US が引き受け  
ることにより出資しました。出資額は 150,000,000 米ドルです。

(3) 本提携の相手先の概要

- (i) 名称 Legend Pictures, LLC
- (ii) 所在地 2900 WEST ALAMEDA AVENUE SUITE 1500 BURBANK,  
CALIFORNIA 91505
- (iii) 代表者 CEO Joshua Grode
- (iv) 事業内容 映画、テレビ、コミックなどの企画、製作、配給
- (v) 資本金 非開示
- (vi) 設立 2004 年 7 月 22 日
- (vii) 出資比率 非開示

(4) 日程

- 契約締結日 2026 年 1 月 16 日
- 出資実施日 2026 年 1 月 16 日

5. 効力発生日以後における吸収分割承継株式会社（当社）の債務の履行の見込みに関する  
事項

本件分割に際して、当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、その履行を担保するに足りる責任財産を有していること、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本件分割により当社が負担すべき債務の履行について、問題はないものと判断しております。

以上

別紙1 吸收分割契約

## 吸收分割契約書

株式会社 TBS テレビ（以下「分割会社」という。）及び株式会社 TBS ホールディングス（以下「承継会社」という。）は、2026 年 2 月 5 日（以下「本契約締結日」という。）付で、第 1 条に定める事業に関して分割会社が有する権利義務を承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）に関し、以下のとおり、吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（吸收分割）

分割会社は、本契約の定めに従い、本効力発生日（第 7 条において定義する。）において、当社の TBS 放送センター（所在地：東京都港区赤坂五丁目 3 番 6 号。但し、別紙「承継権利義務明細表」に定める当該不動産に係る事業に限るものとし、以下「対象事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を、吸收分割の方法により、承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

### 第 2 条（本吸收分割の当事者の商号及び住所）

本吸收分割の当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### (1) 分割会社

商号： 株式会社 TBS テレビ

住所： 東京都港区赤坂五丁目 3 番 6 号

#### (2) 承継会社

商号： 株式会社 TBS ホールディングス

住所： 東京都港区赤坂五丁目 3 番 6 号

### 第 3 条（承継する権利義務）

1. 本吸收分割により分割会社から承継会社に承継される資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載されるとおりとする。
2. 分割会社から承継会社への債務の承継は、免責的債務引受けの方法によってなされるものとする。

## **第4条（従業員の取扱い）**

承継会社は、本吸收分割に際して、本効力発生日における分割会社の従業員に係る雇用契約を一切承継しない。

## **第5条（吸収分割に際し交付する金銭等）**

承継会社は、分割会社が承継会社の発行済株式のすべてを所有しているため、本吸收分割に際して、分割会社に対し、承継対象権利義務の対価を交付しないものとする。

## **第6条（本吸收分割の会計処理に係る事項の確認）**

承継会社は、本吸收分割により、分割会社から別紙「承継権利義務明細書」に記載される権利義務を承継するに際して、分割会社における帳簿価額を、承継会社における帳簿価格として引き継ぐものとする。

## **第7条（効力発生日）**

1. 本吸收分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。
2. 前項の規定にかかわらず、分割手続上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、分割会社及び承継会社は、協議の上、書面による合意により本効力発生日を変更することができる。

## **第8条（競業避止義務）**

分割会社は、本効力発生日後において、承継会社に対し、承継会社が承継する対象事業に関し、競業避止義務を一切負わない。

## **第9条（権利義務の承継手続）**

分割会社及び承継会社は、承継対象権利義務の承継に関し、登記、登録、届出、通知等の手続が必要となるものについて、相互に協力する。

## **第 10 条（事情変更）**

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により分割会社若しくは承継会社の財政状態若しくは経営状態又は対象事業若しくはこれに属する財産に重大な変更が生じた場合、本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他必要が生じた場合には、分割会社及び承継会社は、協議の上、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

## **第 11 条（準拠法及び合意管轄）**

本契約は日本法に従って解釈適用されるものとする。本契約に関する分割会社と承継会社の間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## **第 12 条（協議事項）**

本契約に定めのない事項その他本吸收分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い分割会社及び承継会社が協議の上決定する。

[以下余白]

以上を証するため、本書1通を作成し、分割会社及び承継会社が記名押印の上、承継会社がこれを保有し、分割会社が原本の写しを保有する。

2026年2月5日

分割会社

東京都港区赤坂五丁目3番6号  
株式会社TBSテレビ  
代表取締役 龍宝 正峰

承継会社

東京都港区赤坂五丁目3番6号  
株式会社TBSホールディングス  
代表取締役 阿部 龍二郎

## 別紙

### 承継権利義務明細表

本吸收分割により、承継会社が分割会社から承継する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務の明細は、次のとおりとする。

#### 1. 承継する資産

本効力発生日時点において存在し、分割会社が対象事業に関して有する以下の資産

記

- (1) TBS 放送センター（所在地：東京都港区赤坂五丁目 3 番 6 号）の建物及び建物付属設備並びに構造物（建設仮勘定を含む。但しコンテンツ事業に係る資産は除く）
- (2) 別添記載の土地
- (3) TBS 放送センター内の機械装置等の固定資産（建設仮勘定、リース資産及びコンピュータソフトを含む。但しコンテンツ事業に係る資産は除く）
- (4) TBS 放送センターの賃貸に係る売掛金及び未収入金
- (5) 対象事業及び TBS 放送センターに係る前払費用
- (6) 対象事業及び承継する上記資産に係る繰延税金資産
- (7) 対象事業に係る上記以外の有形・無形固定資産
- (8) 対象事業に係る上記以外の投資その他の資産
- (9) 対象事業に係る上記以外の流動資産

#### 2. 承継する債務

本効力発生日時点において存在し、分割会社が対象事業に関して有する以下の債務

記

- (1) 対象事業及び TBS 放送センターの賃貸等に係る買掛金
- (2) 対象事業及び承継する上記資産に係る未払金
- (3) 対象事業及び承継する上記資産に係るその他の負債

#### 3. その他の権利義務等

本分割の効力発生日における、TBS 放送センターの賃貸、保守、修繕、清掃等に関する契約に基づいて発生し又は発生する一切の権利義務（但し、雇用契約を除く。）

以上

別添

土地

(登記簿記載事項)

| 所在      | 地番      | 地目 | 地積                      |
|---------|---------|----|-------------------------|
| 港区赤坂五丁目 | 322 番 2 | 宅地 | 1,426.34 m <sup>2</sup> |
| 港区赤坂五丁目 | 322 番 6 | 宅地 | 982.69 m <sup>2</sup>   |
| 港区赤坂五丁目 | 328 番 1 | 宅地 | 3,643.23 m <sup>2</sup> |
| 港区赤坂五丁目 | 328 番 4 | 宅地 | 420.00 m <sup>2</sup>   |
| 港区赤坂五丁目 | 330 番 1 | 宅地 | 3,701.63 m <sup>2</sup> |
| 港区赤坂五丁目 | 337 番 1 | 宅地 | 9,283.18 m <sup>2</sup> |
| 港区赤坂五丁目 | 419 番 4 | 宅地 | 18.95 m <sup>2</sup>    |
| 港区赤坂五丁目 | 437 番   | 宅地 | 43.57 m <sup>2</sup>    |
| 港区赤坂五丁目 | 438 番 4 | 宅地 | 113.94 m <sup>2</sup>   |

別紙2 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

# 2024年度 計算書類

( 第 26 期 )

〔 自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月 31日 〕

株式会社 TBSテレビ

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 資 産 の 部  |         | 負 債 の 部      |         |
|----------|---------|--------------|---------|
| 流動資産     | 185,642 | 流動負債         | 68,867  |
| 現金及び預金   | 44,464  | 買掛金          | 38,299  |
| 受取手形     | 1,825   | 未払金          | 8,339   |
| 売掛金      | 62,987  | 未払法人税等       | 12,687  |
| 番組勘定     | 4,344   | 未払消費税等       | 486     |
| 前払費用     | 13,215  | 未払費用         | 239     |
| 親会社短期貸付金 | 57,071  | 預り金          | 3,611   |
| 未収入金     | 1,588   | 賞与引当金        | 1,348   |
| その他      | 152     | その他の         | 3,854   |
| 貸倒引当金    | △ 7     |              |         |
|          |         | 固定負債         | 75,080  |
| 固定資産     | 392,797 | 長期預り金        | 54      |
| 有形固定資産   | 83,275  | 資産除去債務       | 320     |
| 建物       | 45,335  | 退職給付引当金      | 5,262   |
| 構築物      | 962     | 株式給付引当金      | 3,730   |
| 機械及び装置   | 4,134   | 繰延税金負債       | 65,712  |
| 車両及び運搬具  | 84      |              |         |
| 工具器具備品   | 1,262   | 負債合計         | 143,948 |
| 土地       | 30,451  |              |         |
| リース資産    | 7       | 純資産の部        |         |
| 建設仮勘定    | 1,037   | 株主資本         | 275,234 |
|          |         | 資本金          | 100     |
|          |         | 資本剰余金        | 243,809 |
| 無形固定資産   | 4,075   | その他資本剰余金     | 243,809 |
| ソフトウェア   | 4,030   | 利益剰余金        | 31,324  |
| その他の     | 45      | 利益準備金        | 75      |
| 投資その他の資産 | 305,446 | その他利益剰余金     | 31,249  |
| 投資有価証券   | 296,445 | 繰越利益剰余金      | 31,249  |
| 関係会社株式   | 998     |              |         |
| 出資金      | 186     | 評価・換算差額等     | 159,257 |
| 関係会社出資金  | 244     | その他有価証券評価差額金 | 159,263 |
| 長期前払費用   | 100     | 繰延ヘッジ損益      | △ 5     |
| その他の     | 7,469   |              |         |
|          |         | 純資産合計        | 434,491 |
| 資産合計     | 578,440 | 負債・純資産合計     | 578,440 |

# 損 益 計 算 書

〔自 2024年4月 1日  
至 2025年3月31日〕

(単位:百万円)

| 項<br>目                | 金<br>額  |         |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高                 |         | 230,992 |
| 売 上 原 価               |         | 169,942 |
| 売 上 総 利 益             |         | 61,049  |
| 販売費及び一般管理費            |         | 52,053  |
| 営 業 利 益               |         | 8,996   |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 2,947   |         |
| そ の 他                 | 196     | 3,144   |
|                       |         |         |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| 資 产 撤 去 费 用           | 170     |         |
| 控 除 対 象 外 消 費 税 等     | 158     |         |
| 固 定 资 产 除 却 損         | 41      |         |
| そ の 他                 | 20      | 390     |
|                       |         |         |
| 經 常 利 益               |         | 11,750  |
|                       |         |         |
| 特 别 利 益               |         |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 27,564  | 27,564  |
|                       |         |         |
| 特 别 損 失               |         |         |
| 資 产 撤 去 费 用           | 210     |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 39      | 249     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 39,065  |
| 法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅 | 14,841  |         |
| 法 人 稅 等 調 整 額         | △ 1,503 | 13,338  |
| 当 期 純 利 益             |         | 25,727  |

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年4月 1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

| 資本金                 | 株主資本     |         |         |          |           |         | 株主資本合計  |  |
|---------------------|----------|---------|---------|----------|-----------|---------|---------|--|
|                     | 資本剰余金    |         | 利益剰余金   |          |           | 利益剰余金合計 |         |  |
|                     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金 | 繰越利益剰余金合計 |         |         |  |
| 当期首残高               | 100      | 243,809 | 243,809 | 75       | 11,382    | 11,457  | 255,367 |  |
| 当期変動額               |          |         |         |          |           |         |         |  |
| 剰余金の配当              |          |         |         |          | △ 5,860   | △ 5,860 | △ 5,860 |  |
| 当期純利益               |          |         |         |          | 25,727    | 25,727  | 25,727  |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |          |         |         |          |           |         |         |  |
| 当期変動額合計             | —        | —       | —       | —        | 19,867    | 19,867  | 19,867  |  |
| 当期末残高               | 100      | 243,809 | 243,809 | 75       | 31,249    | 31,324  | 275,234 |  |

|                     | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|---------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 150,116      | —       | 150,116    | 405,483 |
| 当期変動額               |              |         |            |         |
| 剰余金の配当              |              |         |            | △ 5,860 |
| 当期純利益               |              |         |            | 25,727  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 9,146        | △ 5     | 9,140      | 9,140   |
| 当期変動額合計             | 9,146        | △ 5     | 9,140      | 29,007  |
| 当期末残高               | 159,263      | △ 5     | 159,257    | 434,491 |

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

番組勘定

主として個別法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物………定額法

構築物………定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得したものは定率法）

その他………定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

毎期均等償却

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金………従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末までの負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、主として発生時より、数理計算上の差異は、主として翌事業年度から費用処理しております。

(4) 株式給付引当金………従業員への当社の親会社である(株)TBSホールディングス株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

- 当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する
  - ステップ2：契約における履行義務を識別する
  - ステップ3：取引価格を算定する
  - ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
  - ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社は、主として放送関連事業を提供しております。放送関連事業においては、主に視聴者・聴取者に向けて番組と広告の放送を行っております。番組と広告が放送された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

#### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### (「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類への影響はありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

|                                     |             |
|-------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                   | 148,876 百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）  |             |
| 短期金銭債権                              | 647 百万円     |
| 短期金銭債務                              | 847 百万円     |
| 3. 国庫補助金等の受入により有形固定資産の取得価額から控除している額 | 545 百万円     |

#### (損益計算書に関する注記)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 |           |
| 売上高          | 2,903 百万円 |
| 仕入高          | 3,474 百万円 |
| 営業取引以外の取引高   | 414 百万円   |

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

|  |      |           |                 |                     |                     |            |       |
|--|------|-----------|-----------------|---------------------|---------------------|------------|-------|
| 1. 発行済株式の数                                 |      |           |                 | 2,000 株             |                     |            |       |
| 2. 配当に関する事項                                |      |           |                 |                     |                     |            |       |
| (1) 配当金支払額                                 |      |           |                 |                     |                     |            |       |
|  | 決議   | 株式の種類     | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日                 | 効力発生日      |       |
| 2024年6月27日<br>定時株主総会                       | 普通株式 | 5,860     | 2,930,000       | 2024年3月31日          | 2024年6月28日          |            |       |
| (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの |      |           |                 |                     |                     |            |       |
|  | 決議予定 | 株式の<br>種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当原資                | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日 |
| 2025年6月27日<br>定時株主総会                       | 普通株式 | 25,720    | 利益剰余金           | 12,860,000          | 2025年3月31日          | 2025年6月30日 |       |

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |              |
|--------------|--------------|
| 退職給付引当金      | 1,673 百万円    |
| 株式給付引当金      | 1,175 百万円    |
| 賞与引当金        | 471 百万円      |
| 投資有価証券       | 115 百万円      |
| 番組勘定         | 1,849 百万円    |
| 未払事業税        | 1,202 百万円    |
| その他有価証券評価差額金 | △ 73,244 百万円 |
| その他          | 1,217 百万円    |
| 小計           | △ 65,538 百万円 |
| 評価性引当額       | △ 173 百万円    |
| 合計           | △ 65,712 百万円 |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が1,991百万円増加し、法人税等調整額が99百万円減少しております。また、その他有価証券評価差額金が2,091百万円減少しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用、または調達については、基本的には親会社である株式会社TBSホールディングスとのキャッシュ・マネジメント・システムを用いて行っています。

売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、主要取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(貸借対照表計上額3,198百万円)は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

|            | 貸借対照表<br>計上額 (*) | 時価 (*)  | 差額    |
|------------|------------------|---------|-------|
| (1) 売掛金    | 62,987           | 62,749  | △ 237 |
| (2) 投資有価証券 |                  |         | -     |
| その他有価証券    | 294,490          | 294,490 |       |

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「親会社短期貸付金」、「買掛金」及び「未払金」

これらについては、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### (1) 売掛金

これらのほとんどは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の売掛金については、回収期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

#### (2) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

(注3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は186百万円であります。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)  
4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 親会社

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係      | 取引の内容        | 取引金額          | 科目               | 期末残高   |
|-----|----------------|----------------|----------------|--------------|---------------|------------------|--------|
| 親会社 | (株)TBSホールディングス | 被所有<br>直接100%  | 役員の兼任<br>資金の貸付 | 資金貸付<br>(注1) | 3,992<br>(注2) | 親会社<br>短期<br>貸付金 | 57,070 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 短期資金の貸付と返済の純額を記載しております。

### 2. 親会社に関する情報

(株)TBSホールディングス（東京証券取引所に上場）

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 217,245,918円38銭

2. 1株当たり当期純利益 12,863,552円37銭

# 事業報告

第26期

[ 自 2024年4月 1日  
至 2025年3月31日 ]

株式会社TBSテレビ

## 1. 事業の概況

### (1) 経営成績に関する分析

当会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における我が国の経済は、緩やかな回復が続きました。個人消費は、雇用・所得環境が改善する下で持ち直しの動きがみられ、企業収益は改善、設備投資は持ち直しの動きがみられます。ただし、物価上昇による消費者マインドの下振れや、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れに、注意が必要な状況となりました。

このような状況の下、当会計年度における当社の経営成績は、売上高2,309億9千2百万円（前年比3.9%増）、営業利益89億9千6百万円（同47.2%増）、経常利益117億5千万円（同35.9%増）、当期純利益は257億2千7百万円（同338.8%増）となりました。

#### ◇テレビ部門

テレビ部門の当会計年度の売上高につきましては、放送収入が前年を上回ったこと、配信広告収入が引き続き好調なことに加え、メディア事業を2023年7月に事業部門から移管したこと等により、109億5百万円増収の2,120億3千4百万円（前年比5.4%増）となりました。このうち、タイム収入は、レギュラーセールスは好調でしたが、単発セールスの前年との規模差により減収となり、812億6千4百万円（同0.4%減）となりました。一方、スポット収入は、市況の改善やシェアの伸長等もあり、前年比45億7千8百万円増収となる823億5千5百万円（同5.9%増）となりました。配信広告収入は、引き続きTVerを中心に好調で、120億4千8百万円（同46.2%増）となりました。また海外配信を含めた有料配信収入は、配信作品の拡充等により伸長しているものの、前会計年度において、大きく売上に貢献した「風雲！たけし城」や「離婚しようよ」等の反動減により112億1千4百万円（同7.7%減）となりました。その他収入は、メディア事業が事業部門から移管したこと等により、251億5千万円（同17.7%増）となりました。

#### ◇事業部門

事業部門の当会計年度の売上高は、23億1千4百万円減収の166億9百万円（前年比12.2%減）となりました。映画は、「ラストマイル」や「グランメゾン・パリ」等が大ヒット、アニメは「五等分の花嫁」等の2次利用が好調で増収の一方、前連結会計年度よりメディア事業をテレビ部門へ移管したこと等により、部門全体で減収となりました。

#### ◇不動産部門

不動産部門の当会計年度の売上高は、23億4千9百万円（前年比0.1%減）と、ほぼ前年並みとなりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当会計年度における設備投資の総額は 57 億円で、放送センター内設備の更新、スタジオ設備の更新に対する投資です

## (3) 財産および損益の状況の推移

| 区分                 | 第 23 期<br>(2021 年度) | 第 24 期<br>(2022 年度) | 第 25 期<br>(2023 年度) | 第 26 期<br>(2024 年度) |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売上高<br>(百万円)       | 217,450             | 224,089             | 222,404             | 230,992             |
| 経常利益<br>(百万円)      | 15,328              | 16,818              | 8,644               | 11,750              |
| 当期純利益<br>(百万円)     | 16,233              | 10,722              | 5,863               | 25,727              |
| 1 株当たり当期純利益<br>(円) | 8,116,540           | 5,361,160           | 2,931,531           | 12,863,552          |
| 純資産<br>(百万円)       | 383,703             | 353,703             | 405,483             | 434,491             |
| 総資産<br>(百万円)       | 494,715             | 457,877             | 527,465             | 578,440             |

## 2. 会社の概況

### (1) 主な事業内容

①放送事業 放送、番組制作、映像技術、美術製作、VFX、音声技術、照明技術、カメラ取材等

②映像・文化事業

映像・音声ソフト制作・販売、配信事業、番組販売、ビデオソフト制作・販売、音楽ソフト企画・制作、各種催物、CS 放送事業、コンピュータソフト企画・開発、ライセンス事業、教育事業等

③不動産事業 事務所・店舗賃貸、駐車場管理、スタジオ管理等

(2) 主要な事業所

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 本社     | 東京都港区赤坂 5-3-6 TBS放送センター     |
| テレビ送信所 | 東京都墨田区押上 1-1-2              |
| 関西支社   | 大阪府大阪市北区梅田 3-2-2 JPタワー大阪18F |
| 名古屋支局  | 愛知県名古屋市中区新栄 1-2-8 CBC会館 3F  |

(3) 株式の状況

|                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| ①発行可能株式総数            | 8,000 株                  |
| ②発行済株式の総数            | 2,000 株                  |
| ③株主数                 | 1 名                      |
| ④大株主 株式会社TBSホールディングス | 持株数 2,000 株<br>持株比率 100% |

(4) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数 1,378名

(注1) 上記には、臨時雇用者は含まれていません。

(注2) 従業員は株式会社TBSホールディングスからの出向者及び直接雇用者です。

(注3) 出向者の内訳は、株式会社TBSホールディングスの職員が2名です。

(注4) 当社の直接雇用者（嘱託121名を含む）は1,376名です。

(注5) 上記の他、関連会社からの受入出向者が71名です。

(注6) 直接雇用者の中には使用人兼務役員は含まれていません。

(5) 主要な借入先

該当事項はございません。

(6) 企業結合の状況

当社は株式会社TBSホールディングスの100%子会社であります。

(7) 親会社等との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社へ短期資金の貸付を行っており、当該取引については市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社との取引条件を決定するに当たり、短期プライムレートを基礎として決定していることから、当社取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

#### (8) 会社役員の状況

##### ①取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

|         |        |   |
|---------|--------|---|
| 取締役会長   | 佐々木 卓  |   |
| 代表取締役社長 | 龍宝 正峰  | 内部監査局   |
| 専務取締役   | 合田 隆信  | コンテンツ戦略本部長<br>コンテンツ戦略局、プラットフォームビジネス局、<br>アナウンスセンター、コンテンツ制作局、<br>総合プロモーションセンター、マーケティング局 担当 |
| 専務取締役   | 渡辺 正一  | 営業局、アニメ映画イベント事業局 担当   |
| 常務取締役   | 奥田 晋   | 技師長 メディアテクノロジー局、デザインセンター 担当   |
| 常務取締役   | 大友 淳   | 総合メディア会議、JNN系列強化 メディア戦略局 担当   |
| 取締役     | 竹内 明   | アカウンティングサービス局、管理部、テレビ経営企画局、<br>赤坂エンタテインメント・シティ事務局 担当                                      |
| 取締役     | 佐藤 朋子  | 報道局、情報制作局、スポーツ局 担当  |
| 取締役     | 井上 波   | 経営サポート局、法務・コンプライアンス統括局、<br>総務局、人事労政局、編成考查局、番組審議会事務局 担当                                    |
| 取締役     | 虫明 洋一  |   |
| 取締役     | 杉浦 正樹  |   |
| 取締役     | 松木 健   |   |
| 取締役     | 佐野 傑   |   |
| 監査役     | 藤原 哲   |   |
| 監査役     | 津久井 直也 |   |
| 監査役     | 藤本 美枝  |   |
| 監査役     | 大島 真彦  |   |
| 監査役     | 小粥 純子  |   |

#### (9) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称 有限責任 あづさ監査法人

##### ② 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあると認められる場合には、監査役が監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる等、監査役がその必要があると判断した場合には、監査役の過半数をもって会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該決定に基づき取締役会が当該議案を株主総会に提出いたします。

### ③ 会計監査人の報酬同意理由

各監査役は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査時間および報酬の見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## 3. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり定めました。

### はじめに

当社は、有限希少の電波を預かる放送事業者として、「TBSグループ行動憲章」に謳った放送の社会的責任と公共的使命を常に念頭において、コーポレートガバナンスの充実・強化をはかる。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 最良の企業体として成長していくための企業理念として制定された「TBSグループ行動憲章」を、すべての役職員が守るべき基本的誓約とする。また、同憲章を具体的に実現するための基準である「TBSグループ行動基準」の遵守徹底をはかる。
- (b) 「TBSグループ情報開示基本方針」に基づき、適時かつ適切な情報開示を行い、説明責任を果たす。
- (c) 当社の監査は、TBSグループの中核企業として、社外監査役の設置を含め、株式会社TBSホールディングスに準ずる体制で行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係わる情報については、「文書取扱規程」において各種文書の取扱基準を設け、定められた文書保存期間に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。
- (b) 取締役および監査役から、取締役の職務執行に係わる文書の閲覧請求があった場合は、速やかに対応できるよう文書保管体制を整備する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業活動および業務プロセスに係わる損失の危険を継続的にコントロールするため定めた「TBSグループ総合リスク管理基本方針」「TBSグループ総合リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制を構築する。

- (b) 株価、為替、金利変動のリスクについて、「市場リスク管理基本方針」を定め、半年ごとにその方針を見直し、適切に対応する。
- (c) 投資および融資の管理、調整、その効率的運用を図るため、「投融資管理規定」を定め、投融資部会が投融資の適否の事前審査およびその効果についての事後検証を行い、常勤取締役会および必要に応じて株式会社TBSホールディングスの常勤役員会に諮るものとする。
- (d) 企業ブランドの毀損等の重大なリスクの発生に備えるため、通常時とは異なる対応組織の構築、業務手順、情報管理のあり方等を定めた「TBSテレビ危機対応規程」を策定し、危機の発生時には適切に対応する。
- (e) 「TBSグループ情報セキュリティ基本方針」に基づき、不正アクセスやコンピューターウィルス等によるシステムの破壊、データの漏えい、侵奪等を防止するとともに、ネットワークの適切な利用をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期に開催する。
- (b) 経営方針および経営戦略に係わる重要事項については、原則として週1回開催される常勤取締役会において議論を行い、その審議を経た上、取締役会で執行決定を行う。
- (c) 総合的な長期経営計画を策定するため、社長の諮問機関である「常勤取締役会」が直接、長期経営計画の立案・答申及び実施を推進・調整する。

(5) 職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」を、すべての役職員が守るべき基本的誓約とし、同憲章を具体的に実現するための基準として「TBSグループ行動基準」を遵守する。
- (b) 法務・コンプライアンス統括局を置き、コンプライアンス体制の整備、運用をはかる統括部署として有効かつ適切に機能させる。また、内部監査局を置き、内部監査部門として有効かつ適切に機能させる。
- (c) TBSグループの内部通報制度である「TBSホットライン」に参加する。
- (d) 特定の職員への権限の集中を排除するための人事的措置等、内部牽制機能を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制

- (a) 「TBSグループ行動憲章」および「TBSグループ行動基準」を、当社の誓約・行動指針とする。
- (b) 放送法に基づいて設置される「番組審議会」が、放送番組の改善・向上をはかる目的で、当社の諮問に対する答申および建議を行う。
- (c) 外部の識者を中心に構成する「『放送と人権』特別委員会」が、放送上の人権に係わる問題に対する必要な措置について、社長に勧告する。
- (d) 内部監査局を置き、当社の内部監査を行う。
- (e) 「TBSグループコードオブエチカルガバナンス要綱」を制定し、内部統制体制を構築・運用する。
- (f) 「TBSホットライン」に参加し、その周知をはかる。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の職務を補助すべき職員に関する体制と当該職員の取締役からの独立性に関する事項
  - (a) 監査役の職務を補助するため監査役室を機能させ、補助すべき職員に関する規定を整備する。
  - (b) 監査役の職務を補助すべき職員の人事考課、異動、懲戒については監査役の同意を得ることとする。
- ② 取締役および職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 取締役および職員は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にそのつど報告する。
  - (b) 監査役は、隨時、必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
  - (c) 「TBSホットライン」に参加し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。
  - (d) 監査役は、内部監査局が行った内部監査の結果について報告を受ける。
  - (e) 監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告を求めることができるほか、必要に応じて各部門への直接聴取を行うことができる。
  - (f) 監査役、会計監査人および内部監査局は有効かつ効率的な内部統制体制を構築するため情報を共有する。

## 当該体制の運用状況の概要

当社では、会社法 362 条第 4 項第 6 号ならびに会社法施行規則第 100 条第 1 項および第 3 項に関する「業務の適正を確保するための体制」と、企業集団としての内部統制体制を推進するための「TBS グループコーポレートガバナンス要綱」の取締役会決議に沿って、総合リスク管理規程、文書管理規程その他の社内規程を整備しています。また、TBS グループ総合リスク管理委員会その他の各種委員会を通じて、内部統制担当部署を中心に、内部統制システムの整備・運用を進め、適正かつ効率的な事業遂行を達成するとともに、企業集団としての企業価値の維持・増大をはかっています。

当期末時点において、当社の内部統制システムが「業務の適正を確保するための体制」と「TBS グループコーポレートガバナンス要綱」の取締役会決議に沿って適切に実施され、有効に機能していることについて、内部統制担当部署と内部監査局が、取締役会その他の重要会議の議事録の閲覧、各部署からの報告書の受領ならびにヒアリングの実施等により、確認を行っています。このほか、指摘すべき具体的な運用状況として、とりわけ次の点を挙げることができます。

- (1) リスク管理については、「TBS グループ総合リスク管理規程」に基づき、①会社の経営目標および内部統制目標の達成を阻害するリスクの識別、②識別したリスクの評価、③会社に大きな影響を与える「重点項目」の特定、④リスクを最小化すべく「重点項目」への対応計画の策定、⑤「重点項目」への対応の進捗状況の確認、という過程を通じて推進しています。対応計画の策定・実施については各専門部署が主体となり、全社的に対応しています。また、株式会社 TBS ホールディングスの総合リスク管理委員会が、グループ全体を統括しています。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するために行われる内部統制については、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところにしたがって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続きにより、その有効性を自ら評価し結果を外部に報告しています。評価は TBS グループの「財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する基本方針」に基づき、「財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する規程」にしたがって、株式会社 TBS ホールディングスの代表取締役社長が実施し、直属の同社内部監査局が、これを補佐しています。当社の役員、職員および業務委託先など当社業務に従事するすべての者は、この規程の適用を受けています。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社TBSテレビ

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 谷 剛 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 太 基

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TBSテレビの2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 監査報告書

わたしたち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私たちは、監査役会合で定めた監査役監査規定、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、法務・コンプライアンス統括局、内部監査局その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社 TBSテレビ

監査役 藤原 哲

監査役 津久井直也

監査役 藤本美枝

監査役 大島眞彦

監査役 小粥純子